

まつもとほうじん

令和元年
(2019年) 6月号
第533号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



安曇地区に春の訪れを告げる「すもも祭り」が今年も開催されましたよ♪



- 主な記事 -

- 第7回通常総会開催報告..... 2～3頁
- 平成30年度決算・令和元年度予算..... 4～5頁
- 令和2年度税制改正に関する提言..... 6頁
- 皆さんこんにちは・堀田和輝氏..... 7頁
- 頑張ってます・児玉美紗さん..... 7頁
- 税務ポイント..... 8頁
- 部会紹介シリーズ 行ってきました！安曇部会等... 9頁
- 経営レポート..... 10頁
- やまびこ運動ご協力をお願い、生活習慣病健診ご案内等..... 11頁
- 会員福利厚生制度PR..... 12頁
- 6月の予定、税務職員募集のお知らせ等..... 13頁
- インフォメーション、地区トピックス
- 川柳コーナー、あとがき..... 14頁
- 法人会会員相談室ご案内（相談カード付）..... 付録

松本法人会安曇部会は松本市の西部に位置する安曇地区をそのエリアとする部

会です。安曇地区が誇る標高3000m級の雄大な名峰や高原に代表される豊かな自然環境は四季折々の美しさで大勢の人々を魅了します。そのような中、先日恒例の「乗鞍高原すもも祭り」が開催され春の観光シーズンの到来が告げられました。

第27回
行ってきました！
～安曇部会～

(忠地恵子副委員長)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

第7回通常総会のご報告

5月29日(水)アルピコプラザホテルにおいて第7回通常総会を開催しました。

当日は大勢のご来賓、会員の皆様にご参加いただいた中、予定されていた議事なども滞りなく進み、役員改選案等の審議事項も無事承認いただきました。また、総会に併せて松本税務署長感謝状贈呈、優良経理担当者表彰、特別感謝状贈呈も華やかに執り行われるとともに、気象予報士の橋詰尚子氏を講師にお迎えし「お天気で元気になろう～気象と身体の深い関係～」というテーマでの記念講演会も開催されました。講演会終了後の祝賀会も和やかに行われ、大勢の参加者が交流を深められました。

表彰受賞者

(敬称略：順不同)

松本税務署長感謝状受彰者

- 松本法人会研修委員会
- 岩垂 直次 (有明北電気工業)
- 奥原 正司 (株奥原造園)
- 小林 政美 (プロテクト株)
- 塩原 悟文 (信濃ワイン株)
- 吉澤 隆夫 (泉カーサービス株)

特別感謝状受賞者

1. 正副会長を務めた退任者
 - 岩垂 直次 (前副会長・川手部会長)
 - 浜 行雄 (前副会長・塩尻部会長)
2. 役員定年による退任者
 - 吉澤 隆夫 (前理事・西部部会長)
 - 太田 昌良 (前運営審議員・中央部会)
 - 丸谷 義一 (前運営審議員・南部部会)
 - 望月 宣治 (前運営審議員・川手部会)
3. 長期間役員を務めた退任者
 - 小林 政美 (前理事・寿部会長)
 - 塩原 悟文 (前理事・研修副委員長)
 - 原 敦子 (前厚生委員・元女性部長)
 - 奥原 正司 (前常任理事・税制副委員長)

優良経理担当者

- A区分 (勤続5年以上)
 - 中原 拓哉 (株林友)
 - 辻 仲子 インターナショナルスクールオブ長野
 - 桑井 崇宏 ハシパテクノス株
 - 廣島明日佳 (株滝澤工務店)
 - 大貫さち子 キッセイ商事株
 - 竹島 大悟 キッセイコムテック株
 - 柳澤 智恵 (株巴屋)
- B区分 (勤続10年以上)
 - 藤澤 幸子 (株ロイヤルオートサービス)
 - 濱 明恵 キッセイ薬品工業株
- C区分 (勤続20年以上)
 - 中村世理子 清沢土建株
 - 伊東 史恵 キッセイ薬品工業株
 - 藤森 貴子 巴協栄リネン株



受賞者を代表して謝辞を述べる中村さん



特別感謝状が贈られた浜前副会長(左)、岩垂前副会長(中央)、望月前運営審議員(右)

記念講演会

「お天気で元気になろう～気象と身体の深い関係～」
 講師：気象予報士 橋詰 尚子 氏

通常総会終了後に開催されました記念講演会では、気象予報士で元NHK「おはよう日本」気象キャスターの橋詰尚子氏を講師にお迎えし「お天気で元気になろう～気象と身体の深い関係～」というテーマでお話を伺いました。



橋詰尚子氏

役員改選

役員改選の結果、次の通り新役員が決まりました。
太字は新任、昇任者

会 長	神澤 陸雄	
副 会 長	高橋 秀生	厚生委員長
"	滝澤 文雄	総務委員長
"	花岡 貞夫	研修委員長
"	百瀬衛貴男	広報委員長
"	百瀬 幸子	税制委員長
"	高山 政登	豊科部会長
"	小日向義夫	組織委員長
"	深澤 直久	波田部会長
"	菅澤 一隆	穂高部会長
"	花村 薫	川手部会長
"	作田 永子	塩尻部会長・直前女性部長
専務理事	野村 和之	
常任理事	廣田 伸一	青年部長
"	小林 秀子	女性部長
"	西澤 仁志	
"	田中 鈴生	城西部会長
"	松田 好功	
"	榊原 勝則	
"	島 宏幸	
"	森田 章敬	厚生副委員長・東部部会長
"	峠 賢治	南部部会長
"	倉科 晶夫	総務副委員長・深志部会長
"	上條 栄規	研修副委員長
"	田内 光一	組織副委員長・南東部会長
"	浅川 琢夫	広報副委員長
"	田中 幸一	総務副委員長・西北部会長
"	赤羽 勝巳	税制副委員長
理 事	増田 博志	上土部会長
"	大宮 康彦	今町・六九部会長

"	土屋 忠史	伊勢町部会長
"	手塚 勝彦	中央部会長
"	市川 興一	本庄部会長
"	折井 哲朗	白板部会長
"	大和 朗	城東部会長
"	濱田 諭	北部部会長
"	佐藤 古寿	南松本部会長
"	竹村 治恭	芳川部会長
"	山崎 圭子	本郷部会長
"	堀江 哲也	寿部会長
"	宮下 秀保	研修副委員長・西部部会長
"	中島 敬夫	南西部会長
"	高木 一寿	三郷部会長
"	宮下 朗	筑北部会長
"	宮本 孝幸	安曇部会長
"	斉藤 章	梓川部会長
"	中田 彰人	堀金部会長
"	武井 正	朝日部会長
"	清水 敏昭	山形部会長
"	向井 康	奈川部会長
"	斉藤 康行	上高地・白骨温泉旅館部会長
"	伊藤 茂	農協部会長
"	清水 是昭	組織副委員長
"	忠地 恵子	広報副委員長
"	高橋 治美	厚生副委員長
"	大月 清光	青年部長経験者
"	伊藤 修	青年部長経験者
"	蒲生 浩明	青年部副部長
"	中野美知子	女性部副部長
監 事	宮本 潔	
"	伊藤 敏史	
"	柴田 博康	

【新 相談役】

岩垂 直次	(前副会長)
浜 行雄	(")
小栗 澄雄	(税理士会松本支部長)

青年部新役員

4月25日開催第44回
通常総会にて改選

部 長	廣田 伸一
副 部 長	平林 和樹
"	小川原健太
"	蒲生 浩明
"	濱 徳章
"	石原 卓幸
"	花村 佑子
"	吉村 和道
第一委員長	牛越 秀男

副 委 員 長	草田 章夫
第二委員長	三沢 功
副 委 員 長	白井 智治
第三委員長	北澤 剛
副 委 員 長	一本木義晴
第四委員長	内村 剛司
副 委 員 長	矢島 龍
第五委員長	川出 哲敬
副 委 員 長	赤羽 洋紀
第六委員長	藤原 哲司
副 委 員 長	小寺 惇
第七委員長	山田 祥雄
副 委 員 長	清水 良浩

監 査	深澤 和紀
"	赤羽 明

女性部新役員

4月17日開催第40回
通常総会にて改選

部 長	小林 秀子
副 部 長	中野美知子
"	忠地 恵子
"	花岡久美子
"	奥原しげ子
"	清澤 和恵

幹 事	橋本 京子
"	原田紀美子
"	大月 豊喜
"	高木 恭子
"	二木 定子
"	渡辺くに子
"	本間 恵子
"	舘沢 泰子
"	赤羽 春恵
直前部長	作田 永子
監 査	中澤 清子
"	片山 雅子

さあ！ネットで申告・納税
イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)

第7回通常総会議案書から

平成30年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和元年度予算【収支予算書】

(単位：円)

(単位：円)

平成30年度決算				令和元年度予算	
科 目	事業別 正味財産増減計算書			収支予算書	
	当年度	前年度	増 減	科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部				I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部				1. 経常増減の部	
(1) 経常収益				(1) 経常収益	
特定資産運用益	2,646	4,477	1,831	特定資産運用益	5,000
特定資産受取利息	2,646	4,477	1,831	特定資産受取利息	5,000
受取入会金	83,000	115,000	32,000	受取入会金	60,000
受取入会金	83,000	115,000	32,000	受取入会金	60,000
受取会費	38,471,000	38,815,500	344,500	受取会費	37,700,000
正会員受取会費	37,733,000	38,056,500	323,500	正会員受取会費	37,000,000
賛助会員受取会費	738,000	759,000	21,000	賛助会員受取会費	700,000
事業収益	237,000	250,500	13,500	事業収益	300,000
広報事業収益	237,000	250,500	13,500	広報事業収益	300,000
受取補助金等	19,640,600	18,744,700	895,900	受取補助金等	19,956,400
受取全法連補助金	440,000	345,000	95,000	受取全法連補助金	765,000
受取県連補助金	800,000	400,000	400,000	受取全法連助成金振替額	18,751,400
受取全法連助成金振替額	17,940,600	17,559,700	380,900	受取民間補助金	440,000
受取民間補助金	460,000	440,000	20,000	受取負担金	1,243,000
受取負担金	1,330,500	1,326,500	4,000	青年・女性部受取負担金	1,243,000
青年・女性部受取負担金	1,330,500	1,326,500	4,000	雑収益	801,000
雑収益	948,634	1,109,425	160,791	受取利息	1,000
受取利息	260	221	39	雑収益	800,000
雑収益	948,374	1,109,204	160,830	【経常収益計】	60,065,400
【経常収益計】	60,713,380	60,366,102	347,278	(2) 経常費用	
(2) 経常費用				事業費	47,702,700
事業費	49,579,740	47,083,754	2,495,986	(税務支援事業)	240,000
(税務支援事業)	278,875	257,382	21,493	会場費	50,000
会場費	58,810	56,500	2,310	印刷製本費	40,000
印刷製本費	124,925	98,280	26,645	会議費	150,000
会議費	95,140	102,602	7,462	(税の啓発・提言事業)	410,000
(税の啓発・提言事業)	445,248	147,978	297,270	印刷製本費	50,000
印刷製本費	48,060	48,060	0	通信運搬費	10,000
通信運搬費	10,440	7,758	2,682	表彰費	40,000
表彰費	64,414	18,940	45,474	支払負担金	40,000
支払負担金	8,000	8,000	0	会議費	200,000
会議費	87,521	45,133	42,388	雑費	70,000
雑費	226,813	20,087	206,726	(経営支援事業)	2,410,000
(経営支援事業)	3,011,627	1,933,494	1,078,133	会場費	250,000
会場費	675,963	231,856	444,107	印刷製本費	180,000
印刷製本費	276,960	157,464	119,496	通信運搬費	20,000
通信運搬費	46,160	16,564	29,596	支払負担金	180,000
支払負担金	104,800	124,800	20,000	諸謝金	1,550,000
諸謝金	1,542,836	1,201,390	341,446	広告宣伝費	180,000
広告宣伝費	328,320	153,360	174,960	会議費	50,000
会議費	32,400	44,520	12,120	(地域社会貢献事業)	1,350,000
雑費	4,188	3,540	648	印刷製本費	40,000
(地域社会貢献事業)	1,527,896	1,624,915	97,019	支払寄付金	1,230,000
会場費	0	13,600	13,600	委託費	20,000
印刷製本費	33,372	53,784	20,412	支払負担金	10,000
支払寄付金	1,302,008	1,373,050	71,042	雑費	50,000
通信運搬費	18,104	17,732	372	(広報事業)	8,430,000
委託費	19,440	19,440	0	印刷製本費	4,500,000
支払負担金	10,000	10,000	0	通信運搬費	3,750,000
雑費	144,972	137,309	7,663	委託費	120,000
(広報事業)	8,376,848	7,594,737	782,111	会議費	60,000
印刷製本費	4,580,640	4,092,868	487,772	(会員増強事業)	1,420,000
通信運搬費	3,613,196	3,294,867	318,329	印刷製本費	580,000
委託費	120,000	120,000	0	通信運搬費	70,000
会議費	63,012	87,002	23,990	表彰費	220,000
(会員増強事業)	1,247,559	1,144,569	102,990	会議費	550,000
印刷製本費	526,587	535,011	8,424	(厚生制度推進事業)	250,000
通信運搬費	53,208	27,176	26,032	表彰費	100,000
表彰費	136,000	183,000	47,000	支払負担金	30,000
会議費	531,764	399,382	132,382	委託費	80,000
(厚生制度推進事業)	508,359	297,856	210,503	会議費	40,000
印刷製本費	24,624	0	24,624	(会員支援事業)	6,910,000
表彰費	80,000	110,000	30,000	諸謝金	650,000
委託費	123,170	0	123,170	印刷製本費	400,000
支払負担金	15,000	15,000	0	通信運搬費	220,000
会議費	265,565	172,856	92,709	委託費	2,400,000
				表彰費	220,000

(会員支援事業)	8,180,375	7,007,677	1,172,698	支払負担金	480,000
諸謝金	570,329	644,807	74,478	保険料	40,000
印刷製本費	481,308	424,705	56,603	会議費	2,500,000
通信運搬費	253,043	193,658	59,385	給料手当	13,511,100
委託費	3,384,411	2,867,421	516,990	福利厚生費	2,523,000
表彰費	512,380	296,138	216,242	中退金支出	774,300
支払負担金	618,520	474,812	143,708	退職給付費用	174,000
保険料	18,349	9,792	8,557	旅費交通費	930,900
会議費	2,342,035	2,096,344	245,691	印刷製本費	870,000
給料手当	13,288,119	13,088,103	200,016	通信運搬費	1,566,000
福利厚生費	2,395,099	2,298,943	96,156	リース料	522,000
中退金支出	764,730	772,560	7,830	消耗品費	261,000
退職給付費用	0	1,250,938	1,250,938	賃借料	1,957,500
旅費交通費	813,163	975,841	162,678	事務所管理費	1,078,800
印刷製本費	827,026	904,933	77,907	支払手数料	304,500
通信運搬費	1,787,419	1,665,527	121,892	新聞図書費	234,900
リース料	560,409	521,617	38,792	広告宣伝費	52,200
消耗品費	197,110	262,759	65,649	委託費	217,500
賃借料	1,937,226	1,928,526	8,700	事務委託費	870,000
事務所管理費	1,056,798	1,063,759	6,961	支払負担金	348,000
支払手数料	275,669	288,762	13,093	雑費	87,000
新聞図書費	235,420	195,262	40,158	管理費	9,537,300
広告宣伝費	169,128	61,074	108,054	給料手当	2,018,900
委託費	186,980	212,623	25,643	福利厚生費	377,000
事務委託費	870,000	870,000	0	中退金支出	115,700
支払負担金	446,557	455,177	8,620	退職給付費用	26,000
租税公課	9,744	9,744	0	会議費	5,210,000
雑費	182,356	248,998	66,642	旅費交通費	139,100
管理費	8,928,205	9,283,563	355,358	印刷製本費	130,000
給料手当	1,985,581	1,955,694	29,887	通信運搬費	234,000
福利厚生費	357,888	343,520	14,368	リース料	78,000
中退金支出	114,270	115,440	1,170	消耗品費	39,000
退職給付費用	0	186,922	186,922	賃借料	292,500
会議費	4,843,135	4,833,695	9,440	事務所管理費	161,200
旅費交通費	121,507	145,815	24,308	支払手数料	45,500
印刷製本費	123,579	135,220	11,641	新聞図書費	35,100
通信運搬費	267,086	248,872	18,214	広告宣伝費	7,800
リース料	83,739	77,943	5,796	委託費	32,500
消耗品費	29,453	39,263	9,810	事務委託費	130,000
賃借料	289,470	288,170	1,300	支払負担金	52,000
事務所管理費	157,912	158,953	1,041	渉外慶弔費	400,000
支払手数料	41,192	43,148	1,956	雑費	13,000
新聞図書費	35,177	29,177	6,000	【経常費用計】	57,240,000
広告宣伝費	25,272	9,126	16,146	【当期経常増減額】	2,825,400
委託費	27,940	31,771	3,831	2 経常外増減の部	
事務委託費	130,000	130,000	0	(1) 経常外収益	
支払負担金	66,727	68,015	1,288	【経常外収益計】	-
渉外慶弔費	199,572	404,156	204,584	(2) 経常外費用	
租税公課	1,456	1,456	0	【経常外費用計】	-
雑費	27,249	37,207	9,958	【当期経常外増減額】	-
【経常費用計】	58,507,945	56,367,317	2,140,628	【税引前一般正味財産増減額】	2,825,400
【当期経常増減額】	2,205,435	3,998,785	1,793,350	【法人税及び住民税】	21,000
2 経常外増減の部				【当期一般正味財産増減額】	2,804,400
(1) 経常外収益				【一般正味財産期首残高】	61,200,000
【経常外収益計】	0	0	0	【一般正味財産期末残高】	64,004,400
(2) 経常外費用				II 指定正味財産増減の部	
【経常外費用計】	0	0	0	受取補助金等	18,751,400
【当期経常外増減額】	0	0	0	受取全法連助成金	18,751,400
【税引前一般正味財産増減額】	2,205,435	3,998,785	1,793,350	一般正味財産への振替額	18,751,400
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	一般正味財産への振替額	18,751,400
【当期一般正味財産増減額】	2,184,435	3,977,785	1,793,350	【当期指定正味財産増減額】	-
【一般正味財産期首残高】	59,961,438	55,983,653	3,977,785	【指定正味財産期首残高】	-
【一般正味財産期末残高】	62,145,873	59,961,438	2,184,435	【指定正味財産期末残高】	-
II 指定正味財産増減の部				III 正味財産期末残高	64,004,400
受取補助金等	17,940,600	17,559,700	380,900		
受取全法連助成金	17,940,600	17,559,700	380,900		
一般正味財産への振替額	17,940,600	17,559,700	380,900		
一般正味財産への振替額	17,940,600	17,559,700	380,900		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
III 正味財産期末残高	62,145,873	59,961,438	2,184,435		

(注)【審議事項】第1号議案「事業別 正味財産増減計算書」【報告事項】「令和元年度収支予算書」要点の抜粋です。

令和2年度 税制改正に関する提言

平成31（令和元）年度税制改正では、消費税率10%への引き上げを確実に実施すること、そして引き上げに伴う対応として「需要変動の平準化に向けた取組み」や低所得者に配慮する観点から実施する「軽減税率制度」の準備促進に向けた取組みを徹底することとされた。また、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制を拡充するとともに、中小企業の法人税軽減税率の特例や中小企業投資促進税制の適用期限を延長するほか、個人事業者の事業承継に対する支援などの措置も講じられた。

一方、平成31（令和元）年度予算の歳出では、消費税増税対策のほか、増える税収を原資に幼児教育・保育の無償化など、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換することにより、初めて100兆円を超える規模となったが、新規国債発行額については、前年度より縮減した32兆6,605億円に抑えることとしている。

このような状況の中、当会の税制委員会では本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、「平成30年度税制改正に盛り込まれた所得税改革について」「消費税率10%への引き上げに伴う価格転嫁の見通し」「令和5年10月1日から実施される「いわゆるインボイス制度」について」回答を求めた。

「所得税改革」については、「一定額以上の所得がある者が負担増となるのは仕方がない」との回答が給与所得者の負担では66%、公的年金等高齢者の負担では73%と共に7割程に上った。「消費税の価格転嫁の見通し」については、「全額及び大部分は転嫁できる」との回答が約6割であったが、一部価格転嫁に不安を残す実態も浮き彫りとなっている。また、「インボイス制度」については、「制度の内容を理解している」が42%であった一方、「十分理解していない」との回答も41%に上り、更なる周知徹底が必要な状況を示している。

当会としては、改めて消費税率10%程度くらいまでは単一税率を要望するとともに、「軽減税率制度」が実施されるのであれば混乱回避の施策に努めること、更に「インボイス制度」についてはアンケート結果が示すように周知徹底と同時に免税事業者等小規模事業者へのきめ細やかな対応を求めたい。

少子高齢化の進展が加速し、労働人口の減少が現実化するなか、我が国の経済を支えている中小企業の持続・活性化に資する税制・経済対策面での手当は急務であり、必要不可欠な措置である。

政府においては、地方経済・中小企業に向けた経済活性化を図る税制や諸施策を充実させ、真に地方創生が実現するよう、迅速な取り組みを切望する。

松本法人会は、これらをふまえ、令和2年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

（1）国税・地方税について

（国税・地方税共通）

- ア．消費税に限らず、税率引き上げありきではなく、その前に徹底した行財政改革のもと歳出削減を早急に図ること。
- イ．中小企業に対する法人税の軽減税率や投資促進税制などについては、本則化を検討すること。
- ウ．少子化対策として幼児教育・保育が無償化されるが、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- エ．法人事業税や法人住民税など、国税と課税対象を同じくするものについては国税に賦課徴収を一元化すること。

（国税）

- ア．消費税の円滑な転嫁を実現するとともに、滞納状況などを常に検証すること。
- イ．消費税軽減税率導入について再検討を求めるとともに、導入されるのであれば、混乱回避の一層の取り組み、更に、インボイス制度の周知と免税事業者へのきめ細やかな対応に努めること。
- ウ．時代に即した減価償却耐用年数と分類の簡明化を常に検討すること。
- エ．交際費課税を、企業規模に関係なく緩和すること。
- オ．同族会社への留保金課税について、企業規模に関係なく、全面的に廃止すること。
- カ．所得税の各種控除のうち制度創設の意義を失い、効果が薄れたと考えられるものについて、引き続き整理を進めること。

キ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。

ク．環境汚染抑制・防止を目的とした税制の構築について、道路特定財源の見直しと併せ、問題点を整理しながら検討を進めること。

ケ．法人税について、欠損金繰戻しによる還付の不適用は恒久的に廃止すること。

コ．退職給与引当金制度を復活すること。

（地方税）

- ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。
- イ．大部分の地方自治体が明確な理由を示さぬまま安易に行なっている超過課税を速やかに解消するための検討を進めること。

（2）その他について

- ア．番号制度（個人番号）について、引き続き周知徹底を図るとともに、幅広い活用のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。
- イ．国税電子申告・納税システム「e-Tax」について、利用全般に関わる手続きの更なる簡便化を図ること。
- ウ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。
- エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。
- オ．学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

（令和元年5月10日 一般社団法人 松本法人会）



皆さん
こんにちは♪

(株)遊心

松本市庄内

代表取締役 堀田 和輝 氏

『松本を釣り具製造のメッカにしたい』

松本市筑摩に店舗を構えます(株)遊心の堀田社長にお会いしました。同社は昨年創業された「out low (アウトロー)」というブランドの釣り具の製

造・修理・販売を手掛ける企業です。

もともと不動産業を手掛けている堀田社長に、全く新しいジャンルの事業を始められた経緯を伺うと「これからの時代、企業が継続していくためには自社だけではなく、地域が元気になるような取り組みをしていかなければなりません。地域を元気にし、雇用を生み出せるような新しい産業をつくりたい。そう思い、この地域の持つ可能性について考えてみたら長野県の魅力の一つは豊かな自然であり、中でも美しい湖や川は本当に貴重なものだと考え『釣り』に大きな可能性を感じました」とのこと。もともと松本地域で釣り具製造が盛んなわけではありませんが、自社がきっかけとなりいつかは松本を「釣り具産地のメッカにしたい!」という大きな夢を抱いております。

遊心では、お客様の依頼を受け全て長野県産のパーツを使ったオーダーメイドの釣り竿づくりをしています。数あるパーツを組み合わせ世界に一つだけの竿をつくることのできるそうです。松本に新しい産業をつくり活力を生み出したい。そんな熱い想いを抱き、何事も行動することから始めるバイタリティーあふれる堀田さんでした!

(大沢利充編集委員)



頑張ってます!!

『お客様の想いを形に、さらに発展させ成果を上げる』

(株)ティーズデザイン企画室
安曇野市豊科

児玉 美紗さん

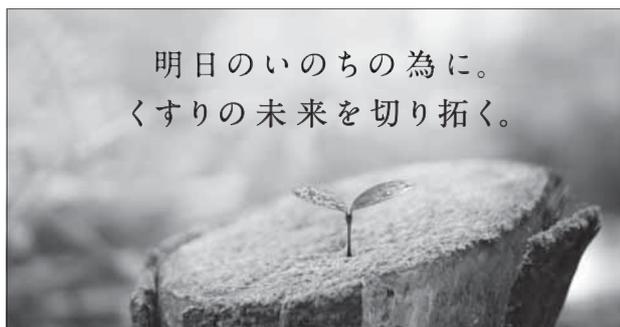
安曇野市豊科にごさいます(株)ティーズデザイン企画

室様は「私たちはお客様と同じ星を見つめるパートナーです。お客様と共に考え、共に感動をわかちあえる成果を創り出しています。」という企業理念のもと、販促ツールの開発支援、広告計画等々多岐にわたる分野でお客様と一緒に考え、一緒に喜べる成果づくりを実践され、創業10周年を迎えました。

入社6年目なる児玉様は、美大で学ばれた後に地元の長野県に戻り、ご縁があって同社に入社されデザイナーとしてご活躍中です。仕事をする上では、お客様とのコミュニケーションを何より大切に、想いを形に、さらに発展させ成果を上げていくこの仕事に大変やりがいを感じているそうです。お話の中で、私たちが街で見かける有名レストランのイベントポスターやパンフレット、メニュー表などが児玉様の作品でしたことを知り驚きました。

最後にこれからの目標をお伺いすると「デザイン以外に営業にも力を注ぎ、大勢の方々とお話をしてみたいです。また大好きな地元安曇野を全国に発信することが出来るような仕事をしてみたいです。」と笑顔でお話してくださいました。

(忠地恵子副委員長)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁵〕源泉所得税関係 従業員レクリエーション旅行や 研修旅行の費用について

Q 従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかを教えてください。

A

1. 従業員レクリエーション旅行について

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。
海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。
- (2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要です。

(注1) 上記のいずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

(注2) 次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- (1) 役員だけで行う旅行
- (2) 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- (3) 実質的に私的旅行と認められる旅行
- (4) 金銭との選択が可能な旅行

(参考)

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

(注) 実際に従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合に、使用者が負担した費用が参加した人

の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定することとなります。

【事例1】

- イ 旅行期間 3泊4日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用15万円（内使用者負担7万円）
- ハ 参加割合 100%
- ……旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

【事例2】

- イ 旅行期間 4泊5日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用25万円（内使用者負担10万円）
- ハ 参加割合 100%
- ……旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

【事例3】

- イ 旅行期間 5泊6日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用30万円（内使用者負担15万円）
- ハ 参加割合 50%
- ……旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は、社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税

2. 研修旅行について

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。

しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。

また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。

例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。

- (1) 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行
- (2) 旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行
- (3) 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

(所基通36-30、36-50、37-17~19、昭63・5直法6-9外)

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

松本法人会
部会紹介
シリーズ

第27回 行ってきました! 安曇部会

四季折々の美しさで大勢の人々を魅了する

安曇地区は乗鞍岳、槍ヶ岳、穂高連峰など3000m級の名峰に囲まれ、地区面積の9割以上が緑の山野で占められています。寒暖差も激しく、とりわけ冬場などは厳しい気候環境ですが、山々に代表される豊かな自然は四季折々の美しさで、いつでも大勢の人々を魅了し続けてきました。

表紙でご紹介した「すもも祭り」は毎年5月に美しく咲く、白いすももに囲まれた乗鞍高原で春の訪れを祝う神事、開山式として行われる歴史ある行事です。このお祭りでは厳かな神事と併せて、北アルプスの絶景の下、アルプホルンの演奏や伝統の踊り等が行われるとともに地元の名産である蕎麦や山菜の天ぷらが来場者に振舞われ大変な人気を博しています。

また、6月には日本最高地点を走る「乗鞍エコーライン」をコースとした人気のマラソン大会「乗鞍天空マラソン」が今年も開催予定で全国から大勢のランナーが特別なひと時を楽しむことでしょう。
(忠地恵子副委員長)

安曇部会
該当エリア：松本市安曇地区
会員数：22社
部会長：宮本孝幸氏（宥宮本工業所）
部会長より：冬の白銀の世界も素晴らしいのですが、雪解けの春を迎え、これからはすがすがしい夏を迎えます。今年も暑い夏になりそうです。さわやかな涼を求めに安曇にお越しください。

青年部コーナー

6月例会のご案内

- 開催日** 6月20日(木) 18:30より
- 会場** 王滝会館
- 内容** 『租税教室講師育成講座』(模擬授業)
- 講師役** 青年部員
- 会費** 3,500円
- お申込** 法人会事務局(電話:0263-35-8080)
- 備考** 青年部以外の方でもお気軽にお問合せ下さい。

女性部コーナー

6月例会のご案内

- 開催日** 6月14日(金) 10:30より
- 内容** 『信州花フェスタ見学・昼食会』
[信州花フェスタ見学]...10:30~11:45
[昼食会].....12:30~14:30
(アイシティ21内『チャイニーズレストラン シェンリー』)
- 集合場所** やまびこドーム南口
- 会費** 1,000円(昼食会に参加の方)
- お申込** 法人会事務局(電話:0263-35-8080)
- 備考** 女性部員以外の方でもお気軽にお問合せ下さい。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

経営レポート

消費税の軽減税率制度・税額計算の特例編

税理士 大塚 賢 治



1. 概要

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の税率の引き上げに伴い実施される消費税の軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率の異なるごとに区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行うこととなります。

この場合において、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することにつき困難な事情(困難の度合は問いません)がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

2. 売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税売上げ(税込み)の合計額に次の一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)を計算することができます。

① 小売等軽減仕入割合の特例

仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者は、課税売上げ(税込み)に、卸売業・小売業に係る課税仕入れ(税込み)に占める軽減税率対象品目の売上にのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)に通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を掛けて、軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

③ ①、②の割合の計算が困難な場合

主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者は、これらの割合を50/100とすることがで

きます。

3. 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者(簡易課税制度を適用しない中小事業者に限りません)は、当該事業に係る課税仕入れ等(税込み)に、当該事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等(税込み)を算出し、仕入税額を計算できます。なお、適用できる期間は、2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用につき、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

4. 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

売上げ及び仕入れのいずれも税率の異なるごとに区分して合計することが困難な場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業又は小売業を営むかどうか等によって異なります。

参考「国税庁 消費税軽減税率制度の手引き(平成30年8月版)」

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11

TEL・FAX 0263-85-7330

4年目の挑戦!

松本法人会の全ての会員の皆様へ
あなたのお知り合いを紹介してください!

**“法人会やまびこ運動”
ご協力のお願い**

先月号の広報誌でもご案内の通り、今年も5月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会



ご協力よろしくお願ひ申し上げます!!

● **お申込み、忘れていませんか?** ●

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って!

**～企業の繁栄は働く人の健康管理から～
生活習慣病健診実施のご案内**

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

すでに封書にてご案内をお送りしてございます。ご案内では5月末を申込み締め切り日とさせていただいておりますが、締切を過ぎてしまっても余裕のある日時にお申込みいただくことは可能ですので、お気軽に事務局までお問合せください。(電話:35-8080)

また、『全国健康保険協会(協会けんぽ)』加入事業所様につきましては、協会けんぽの補助制度をご利用いただけますのでご案内同封資料をご確認ください。

日程	7月1日(月)	時間	各日とも
	7月2日(火)		午前8:00～ 午前8:30～
	7月3日(水)		午前9:00～ 午前9:30～
	7月4日(木)		午前10:00～ 午前10:30～

をお勧めしていく取り組みです。

現在、各地で開催中の部会総会・税務研修会の席でも、会員の皆様へご案内をさせていただいていると共に、今後実施いたします当会事業の折にも、ご協力をお願いさせていただきますので、ご理解・ご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何?

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人 支店・営業所等)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

7月5日(金)

一部の日程、時間帯ではすでに定員に達しておりますので事務局までお問合せ下さい。

会場 松本市公設地方卸売市場 管理棟2F会議室
(松本市笹賀7600-41)

費用 Aコース(基本コース)17,000円(消費税込)
【Cコース(協会けんぽ扱い)7,038円(消費税込)
※検査内容は上記Aコース同様】

通常必要とされる検査項目を内容とする基本コース
(診察・身体測定・視力・聴力・呼吸器系・循環器系・腎機能・消化器系・大腸がん・脾機能・肝機能・高脂血症・高尿酸血症・糖代謝・血液一般・眼底 各検査)

Bコース(ドック健診)27,000円(消費税込)
【Dコース(協会けんぽ扱い)15,516円(消費税込)
※検査内容は上記Bコース同様】

基本コースに加えて、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を行います。

その他各種オプション検査(別料金)等につきましては、送付済みご案内にてご確認ください。

備考 (1)検査は(一財)全日本労働福祉協会が行います。
(2)検査結果につきましては概ね3週間で通知いたします。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!



シンカする 大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の
生命保険ではありません。

これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が
働けなくなったときまでサポートする
「トータルな保障」を提供。

さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、
医療用ロボットによる難病治療のための保障や
中小企業の「健康経営[®]」などを総合的に支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、
大同生命の真価を発揮していきます。

すべては、中小企業のみなさまのために。

「消費税申告一声運動実施中」



トータルな
企業保障

HAL
プラス特約[※]

経営者個人
の保障

中小企業向け
サービス



※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

旧松本市内の会員の皆様へ

令和元年度の当会会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、6月12日(水)にご指定の口座から引落しをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

6月の予定

3日川手部会税務研修会・総会 4日広報委編集会議、松本Aブロック税務研修会 5日塩尻部会税務研修会・総会 6日青年部第三・四委員会、幹事会 7日税制委グループ会議、松本Bブロック税務研修会 10日豊科部会税務研修会・総会 11日納税関係団体連絡協議会「一般教養講話」 12日県連理事会・総会 13日役員会 14日女性部6月例会、松本Cブロック税務研修会 19日松本Dブロック研修会 20日新設法人説明会、青年部6月例会 21日穂高部会税務研修会・総会 22日第18回会員親睦ゴルフ大会 25日総務委員会 26日松本Eブロック研修会 27日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/5月決算法人対象) 6月27日(木) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室 同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

松本法人会

クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期 間 6月1日～9月30日まで

対象行事 当会全行事(各種会議・研修会等)日常業務

対 象 当会役職員及び会員

内 容 室温28 管理に努める。
涼しく効率的に働くことができる服装(ノーネクタイ等)。但し、強制するものではない。

令和元年度
(2019年度)

税務職員募集

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 1 平成31年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和2年(2020年)3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

試験の程度

高等学校卒業程度

申込方法等

【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

令和元年(2019)6月17日(月)午前9時～6月26日(水)[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参

○問合せ先 第1次試験地を所管する国税局(沖縄国税事務所)

○受付期間 令和元年(2019年)6月17日(月)～6月19日(水)[通信日付印有効]

試験日

第1次試験日 令和元年(2019年)9月1日(日)

第2次試験日 令和元年(2019年)10月9日(水)～10月18日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

合格者発表日

第1次試験合格者 令和元年(2019年)10月3日(木)

最終合格者 令和元年(2019年)11月12日(火)

問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 TEL: 03-3581-5311

内線2332又は2333

午前9時00分～午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL: 048-600-3111 内線2097

午前8時30分～午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データのイラスト
タブレット
デジタル写真機
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会
〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大潤生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



安原地区の天白神社



松本市安原地区の住宅街にひっそりと佇む天白神社。松本城を築城した石川数正公が城の鬼門の方角に当たるこの地に天白道場を開き、道場内に八幡様とお稲荷様をお祀りしたのがその由来と伝わります。その後、一時荒廃しましたが、地域の人々の手で再興され今でも地元の方々が氏神様として信仰されています。(大沢利充編集委員)

お稲荷様をお祀りしたのがその由来と伝わります。その後、一時荒廃しましたが、地域の人々の手で再興され今でも地元の方々が氏神様として信仰されています。

会員限定 法人会の

インターネット・セミナーが リニューアル より使いやすくなりました!

Renewal 1 より使いやすく サイトデザインを一新

セミナー内容の詳細が簡単表示されるなど表示機能が強化されています。

Renewal 2 より見やすく 高画質「ハイビジョン」サイズへ!

「ハイビジョン(1280×720pixel)」サイズで小さな文字もクッキリ表示されます。

Renewal 3 より身近に スマホ・Macでの視聴が簡単に!

待望のApple Mac/iPhone/iPadに対応いたしました。

インターネットセミナーなら

- ◆いつでも、何処でも、好きなだけご利用いただけます◆
- ◆映像と音声による本格的なセミナーが受講できます◆
- ◆忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です◆
- ◆勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご利用いただけます◆

松本法人会HPよりご利用下さい!
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー
便利でも
少し寂しい
セルフレジ

先月と
一転祝日
ありません

父の日も
忘れないでね
愛娘
新米

あしがき

令和の始まりとして散歩を始めた。晴天の日、早起きして小学校に行く、校庭の周りの木々の枝には鮮やかな新緑が芽吹き、豊かな生命力を感じた。

松本城まで足を運ぶと、連休と重なったことで、黒門には開門前にもかかわらず観光客が列を作っていた。西に目を向けると、若葉で生い茂った木々の枝が空に向かって伸び、その後ろには雄大な北アルプスが聳えている。朝陽に雪化粧した常念から延びる稜線が、青空との境を鉛筆で太くなぞったこと、くつきりと呼ぶ。まるでキャンパスに描いた絵画のようだった。令和は万葉集からの出典である。「何を始めるにも良い」ともおめでたい」という意味が込められているという。「希望に満ちた日本の創造」を意味しているに違いない。最近になって開智小学校が国宝になるといふ記事を読んだ。市民の力が結集すれば今度は松本城が世界遺産になるに違いない。令和の幕開けは松本の時代であると夢が広がる。

(大沢利充)
忠地恵子
大沢利充



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社